

1 はじめに

世界保健機関（WHO）が、「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」であると名言しているように、自殺は、社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識となっています。この考え方は、「だれ一人残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致することから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものがあるとされています。国における自殺対策基本法では、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策に関する基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺防止と自殺者の親族等の支援の充実を図り、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としています。また、厚生労働大臣を会長とし、関係閣僚を構成員とする自殺総合対策会議が厚生労働省に設置されており、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を定めることとされています。このような状況の中、各都道府県及び市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとされ、市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに、地域の実情を勘案して、市町村自殺対策計画を定めるものとしております。

本市では、県下に先駆け、平成21年度に「自殺対策推進計画 中央」を策定し、山梨県の死亡率より低い死亡率(人口10万人)」を目指し自殺対策に取り組んできました。今後も「誰も自殺に追い込まれることのない地域」「いのちを大切にすることを育てる地域」を実現するために、「自殺対策推進計画 中央」を策定するものです。

2 計画策定の方針

自殺対策基本法や国の「自殺総合対策大綱」の改正を踏まえ、行政や多様な関係機関、民間団体、地域が一体となって、本市における自殺対策を総合的かつ計画的に推進を図っていきます。さらに多岐にわたる自殺対策を総合的に推進するため、保健、医療、福祉その他の関係課との連携を図り全庁体制で取り組んでいきます。

3 計画の期間

令和5年から9年度までの計画とします。そして健康づくり推進協議会などにおいて評価・見直しを行っていきます。また国の自殺総合対策大綱の見直しを踏まえながら、必要に応じて本計画を見直します。